



次の者については、住所等が不明のため、書類の送達が不能になったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

令和 8年 7月 2日

高松市長 大西 秀人

1 送達を受けるべき者の氏名

谷本 くるみ

2 送達書類

差押調書（謄本）1通、配当計算書（謄本）1通